

志木市指定文化財の指定について

生涯学習課 ☎048(473)1134

志木市教育委員会は、文化財保護法及び志木市文化財保護条例に基づき、新たに「西原大塚遺跡 108 号住居跡出土の人面把手付土器ほか 84 点」を志木市指定文化財に指定しました。

指定年月日 令和6年7月1日

文化財の名称 西原大塚遺跡108号住居跡出土の人面把手付土器ほか84点

文化財の種類 有形文化財 考古資料

文化財の概要・特徴

指定対象は、西原大塚遺跡第35地点の発掘調査により発見された、縄文時代108号住居跡出土の一括資料で、土器37点、土製品30点、石器18点の計85点です。

土器は、縄文時代中期の西関東・中部地方に分布する勝坂式土器を主体とした一群で、粘土紐による区画文を施すなど、独特の意匠と高い装飾性を特徴としています。なかでも、人面把手付土器は、口縁部に大形の人面把手と蛇状把手が向かい合うように付くなど大変特徴的で、全国的にも珍しく、学術的価値も高い資料です。ほかにも、ヘビ状文や手腕状文を有する土器、東関東や南東北地方などの遠隔地に分布域を持つ土器、赤色・黒色顔料により文様が描かれる土器が含まれています。

土器片錘などの土製品、打製石斧などの石器は、縄文時代の狩猟・採集に密接に関わる道具として、当時の生業活動を示す資料です。

指定の理由

当該資料は、豊富な数量とバリエーションを有しており、志木市を含む西南関東地域における縄文時代中期の文化様相をよく示しており、大変貴重な文化財です。



▲人面把手付土器



▲西原大塚遺跡108号住居跡出土の人面把手付土器ほか84点(一部)

県内初！カヌー体験指導者講習会を開催します

産業観光課 ☎048(473)1136

全3日間の講習に参加して、カヌーの指導者を目指しませんか。

とき 9月28日(土) 14時～16時、10月6日(日)・12日(土) 9時～15時

ところ いろは親水公園左岸船着き場

対象 カヌーに携わり、指導者になりたい人

定員 10人(先着順)

参加費 5,000円(連盟登録費など)

講師 石井 弘さん(埼玉県カヌー協会理事長)

持ち物 動きやすい服装

主催 埼玉県カヌー協会

申込み 9月20日(金)までに電話で、市観光協会事務局(産業観光課内)へ
☎048(473)1136

